最高裁判所御中

原審名東京地方裁判所令和４年（モ）第４０００１号 保全異議申立事件

令和４年２月２１日

特別抗告申立書

住　所：東京都江東区北砂5丁目２０番１０―６０９

申立人：孫　樹斌

東京地方裁判所民事第３３部のなした，上記被告人に対する　「令和３年（ヨ）第３３６７号　動産仮処分命令申立事件」決定（東京地方裁判所（第９部）秋田　智子　裁判官）に対する即時抗告を棄却する旨の決定は，「憲法」第十一条、第十四条、第七十六条，「民事訴訟法」第二条（裁判所及び当事者の責務），「刑法」第百九十三条（公務員職権濫用）に違反する瑕疵があるので，申立人は，同棄却決定に対し，特別抗告を御裁判所に申し立てる。

特別説明

「領事関係に関するウィーン条約」、「中日領事協定」及び中日両国の関連法律規定に基づき、中華人民共和国駐日本大使館は　私が不平等な待遇をうけていない、私の正当な権利・利益を守る権力と義務がある。訴訟事件の関連文書はすべて　中華人民共和国駐日本大使館領事部にコピー件を送信する。

私は岸田文雄首相の「成長と分配の好循環」、「スタートアップ企業創出」の施策に支持する。けれども　今　ある公務員、警察官、裁判官などの政府職員は　「公務員職権濫用」で　違法者へ支援して　一緒に　被害者に再度な加害する。このような社会環境に　日本の優秀な人材はもう他国に流失し、スタートアップ企業は　安定な成長できない。今回事件の関連公務員は　すべて　警察に刑事告訴状を送る。

記

第１ 申立ての趣旨

１　原決定を取り消す。

２　基本事件

(1)　申立人の社員地位について本件の解雇は無効である、復職すること。

(2)　未払賃金

大宇宙ジャパン株式会社は　令和３年９月から毎月末日限りそれぞれ金４１６，６６７円及びこれらに対する各支払日の翌日から支払い済みまで年３％の割合による金員を支払え。

(3)　慰謝料

ア　大宇宙ジャパン株式会社は、その従業員らをして、被害者に対する、被害者が精神的苦痛を受ける言動をさせない措置を講ぜよ。更に　無事実な名誉毀損、信用毀損の理由で悪意な解雇し、民事訴訟を申立した。被告が受ける半年以上の精神的損害に対する賠償は慰謝料一千万円（￥１，０００万円）である。

イ　被害者の個人情報の不正流出、教唆、共同犯罪など違法行為及び関連の公務員の虚偽告訴、警察官の二回の暴行、二日留置、七日勾留など加害される結果の賠償は　慰謝料一千万円（￥１，０００万円）である。

(4)　大宇宙ジャパン株式会社は　被害者が２０２１年９月から　発生する医療費用を　全て賠償すること。

３　関連事件：江東区役所納税課の給料口座差押事件

(1)　三菱UFJ銀行に違法の差押えを説明し、被害者の信用記録を回復する。

４　申立費用、第一審及、抗告審、特別抗告審を通じて、訴訟関連の費用（抗告人の弁護士費用も含め）は　全て大宇宙ジャパン株式会社の負担とする。

旨の決定を求める。

第２ 申立ての理由

１　原審裁判官の違憲事実

(1)　「日本国憲法」第十一条

「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、**侵すことのできない永久の権利**として、現在及び将来の国民に与へられる。」

(2)　「日本国憲法」第十四条

「第十四条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

(3)　「日本国憲法」第七十六条

「すべて裁判官は、**その良心に従ひ**独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」

(4)　「民事訴訟法」第二条（裁判所及び当事者の責務）

「第二条　裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、**信義に従い誠実に**民事訴訟を追行しなければならない。」

２　基本事件；大宇宙ジャパン株式会社労働審判事件

(1)　社員地位

３　関連事件；江東区区役所人権侵害事件

(1)　「日本国憲法」第十一条、「刑法」第二百三十三条（信用毀損及び業務妨害）

(2)　 「日本国憲法」第十四条、「刑法」第百九十三条（公務員職権濫用）

(3)　「日本国憲法」第三十一条

「第三十一条　何人も、**法律の定める手続**によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」

本件についての捜査は、極めてずさんであり、本来なすべき捜査を十分にしていなかった。

捜査機関は、その与えられた権限、換言すれば課された責任を十分に果たしていない、日本国憲法第三十一条の適正手続を正しく履践した捜査の名には値しない。従って、裁判所において、勾留を始めるかどうかだけでなく，これをそのまま続けるかどうかにあっても、前提となった捜査の内容等を不断に検証することとし、捜査機関の捜査を信頼して裁判勾留を開始した場合であっても、その後信頼の実質がないことが判明した。

ところで，仮に本件被害感情等を量定する場合、その人の主観のみならず、正義と公平の観念に照らし、より客観的に分析検討されるべきは当然であるが、本件現行犯逮捕、裁判勾留の経過によれば、強い国家権力の発動にみあう、客観的実質は特になかったというほかない。

本件の場合，憲法３１条に照らせば，捜査が不十分である以上は，勾留での裁判を継続する実質的根拠は喪失したというべきである。

(4)　「刑法」第百七十二条（虚偽告訴等）

「第百七十二条　人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした者は、三月以上十年以下の懲役に処する。」

「警察が嘘や間違いを言うはずがない。」「警察は本当に一生懸命頑張っている。」

しかし、本件は、前記経緯内容のとおりであるだけでなく、既に審理も相当進行して、被害者とされる側の主張は全部取り調べられない、しかも江東区役所の虚偽告訴により送検し、虚偽や間違いが発見されるに至っている。

遺憾なのは、このような公定力等のせいで、本件のような案件であっても、その虚偽や誤りを含む調書を読んだ人をして、在日外国人に対する偏見を呼び込ませる結果になり、これに基づく処理が始まることだ。しかもこれ を基に手続が次々に積み重なり，容易に解除できない、冤罪になることだ。

９ よって，本件特別抗告に及ぶ。

以上

附　属　書　類

　１　答弁書写し　　　　　　　　　３通

　２　乙１から１５号証までの写し　各１通

　３　証拠説明書　　　　　　　　　１通